

新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金

募集要領

【申請者用】

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を支援するための補助金を交付します。

2 内 容

(1) 小規模事業者分

①補助金の対象者

- ・小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者）
- ・山口県内に主たる事業所を有する者
- ・最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの

②補助金額

1事業者当たり上限30万円(補助率10/10)

③申請方法

- ・受付時期 令和2年5月11日(月)～5月29日(金)
- ・受付方法 原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

④申請先

事業所所在の商工会議所、商工会へ送付ください。

⑤必要書類

- ・申請書
- ・売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し
※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

⑥事業対象となる期間と経費

- ・事業対象期間：交付決定日から令和2年8月31日まで

・事業対象経費

費 目	対 象 経 費
人 件 費	①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
	②補助員（アルバイト等）に係る賃金 等
役 務 費	通信費、広告費、運送代 等
賃 借 料	機械・設備のリース料・レンタル料 等
委 託 費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費
謝 金	外部専門家に対する謝金 等
消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって、備品（取得価額が10万円以上（税抜）のもの）以外の購入に要する経費
そ の 他	その他、「業務の効率化」や「新事業展開」を行う上で特に必要と認められる経費

※備品購入、施設整備に係るものは補助対象外です。

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

(2) 中小企業分

①補助金の対象者

- 中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者）
- 山口県内に主たる事業所を有する者
- 最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの

②補助金額

1事業者当たり上限300万円(補助率3/4)

③申請方法

- 受付時期 令和2年5月11日(月)～5月29日(金)
- 受付方法 原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

④申請先

(公財)やまぐち産業振興財団へ送付ください。

⑤必要書類

- 申請書
- 売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し
※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

⑥事業対象となる期間と経費

- 事業対象期間：交付決定日から令和2年8月31日まで

・事業対象経費

費 目	対 象 経 費
人 件 費	①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
	②補助員（アルバイト等）に係る賃金 等
役 務 費	通信費、広告費、運送代 等
賃 借 料	機械・設備のリース料・レンタル料 等
委 託 費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費
謝 金	外部専門家に対する謝金 等
備 品 費	機械装置・工具器具の購入等に要する経費 ※取得価額が 10 万円以上（税抜）のもの
消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって、備品以外の購入に要する経費
施設整備費	店舗の改装等の施設の整備に要する経費 ※不動産の取得に該当する工事等は対象外
そ の 他	その他、「業務の効率化」や「新事業展開」を行う上で特に必要と認められる経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

※汎用性があるもの（パソコン・タブレット PC 及び周辺機器、自転車等）は対象外です。

※取得価格等が単価 50 万円以上の財産は、処分制限財産に該当します。処分制限期間内に当該財産を処分（補助目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）する場合には、事前に知事の承認が必要となりますのでご注意ください。

○申請先

区分	事業所の所在地	提出・問合先	郵便番号	住所	電話番号
新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金（小規模事業者分）	下 関 市	下関商工会議所	〒750-8513	下関市南部町21-19	083-222-3333
		下関市商工会	〒759-6311	下関市豊浦町大字吉永1861-1	083-772-0625
	宇 部 市	宇部商工会議所	〒755-8558	宇部市松山町1丁目16-18	0836-31-0251
		くすのき商工会	〒757-0216	宇部市船木442-11	0836-67-1352
	山 口 市	山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300
		徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
		山口県央商工会	〒754-1277	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
	萩 市	萩商工会議所	〒758-0047	萩市東田町19-4	0838-25-3333
		萩阿武商工会	〒759-3112	萩市大字下田万1194-1	08387-2-0213
		萩・阿西商工会	〒758-0141	萩市川上4462-15	0838-54-5500
	防 府 市	防府商工会議所	〒747-0037	防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
	下 松 市	下松商工会議所	〒744-0008	下松市新川2-1-38	0833-41-1070
	岩 国 市	岩国商工会議所	〒740-8639	岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
		岩国西商工会	〒742-0417	岩国市周東町下久原1568-2	0827-84-0183
		やましろ商工会	〒740-0502	岩国市美川町四馬神1310-4	0827-76-0100
	光 市	光商工会議所	〒743-0063	光市島田4-14-15	0833-71-0650
		大和商工会	〒743-0103	光市大字岩田2356-1	0820-48-2705
	長 門 市	長門商工会議所	〒759-4101	長門市東深川1321-1	0837-22-2266
		ながと大津商工会	〒759-3803	長門市三隅中1524-2	0837-43-0033
	柳 井 市	柳井商工会議所	〒742-8645	柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
		大島商工会	〒749-0101	柳井市神代4830	0820-45-2414
	美 祢 市	美祢市商工会	〒759-2212	美祢市大嶺町東分320-3	0837-52-0434
	周 南 市	徳山商工会議所	〒745-0037	周南市栄町2-15	0834-31-3000
		新南陽商工会議所	〒746-0017	周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
		熊毛町商工会	〒745-0663	周南市熊毛中央町3番7号	0833-91-0007
		鹿野町商工会	〒745-0302	周南市鹿野上2976	0834-68-2259
		都農商工会	〒745-0122	周南市須々万本郷575-1	0834-88-0010
	山陽小野田市	小野田商工会議所	〒756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
山陽商工会議所		〒757-0001	山陽小野田市鴨庄101-29	0836-73-2525	
周防大島町	周防大島町商工会	〒742-2301	大島郡周防大島町久賀4485	0820-79-0300	
和 木 町	和木町商工会	〒740-0061	玖珂郡和木町和木2-1-1	0827-53-2066	
上 関 町	上関町商工会	〒742-1402	熊毛郡上関町長島480	0820-62-0177	
田 布 施 町	田布施町商工会	〒742-1511	熊毛郡田布施町下田布施814-1	0820-52-2983	
平 生 町	平生町商工会	〒742-1102	熊毛郡平生町平生村178	0820-56-2245	
阿 武 町	萩阿武商工会	〒759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2593-3	08388-2-2105	
企業 <small>（中小）</small> 分	県内全域	（公財）やまぐち産業振興財団	〒753-0077	山口市熊野町1-10ニューメイトビル7F 〒753-0077 山口ビル10F	083-922-3700

3 申請から支払まで（小規模事業者分、中小企業分 共通）

（1）申請から支払いまでの流れ

【申請者】 交付申請書をダウンロード



【申請者】 交付申請書を作成



【申請者】 交付申請書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



交 付 決 定



【申請者】（中小企業分については、概算払請求が可能です）



【申請者】 事業実施



【申請者】 実績報告書兼請求書をダウンロード



【申請者】 実績報告書兼請求書を作成



【申請者】 実績報告書兼請求書を郵送で提出



額 の 確 定



支 払 い

（2）備考

- 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定の通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

4 その他（小規模事業者分、中小企業分 共通）

- (1) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (4) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (5) 新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金申請書兼請求書の「5 申請要件等の確認」の要件を確認し、署名又は記名押印の上、申請をお願いします。

5 申請要件等の確認

以下の内容を了承します。

- ① 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。
- ② 私は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請・受領していません。今後も受領しません。
- ③ 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- ④ 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に定める風俗営業者ではありません。
- ⑤ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ⑥ 私は、県税の滞納をしていません。

【問合せ先】

個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会(P2のとおり)

山口県商工労働部商政課 電話 083-933-3110